

「外国人事業法関連省令」

2005年3月4日

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

外国人事業法関連省令

仏暦二五四五年・最低資本及びタイ国内に最低資本を持ち込む期間を定める省令

[注 / 官報告示は二〇〇二年一〇月三〇日]

第一項

(外国人事業法) 第一四条第一段に基づき外国人がタイ国内で事業を開始するに当たって使用する最低資本は、二〇〇万バーツ以上なければならない。

第二項

第一四条第二段に基づく外国人[編集部注 / 末尾リストにある規制業種を営むため許可を得なければならない外国人]がタイ国内で事業を開始するに当たって使用する最低資本は、その外国人の各事業の営業における三年間の支出見積額の年平均額の二五%以上でなければならない。ただし各事業について三〇〇万バーツ以上でなければならない。

その外国人の営業期間が三年に満たない場合、その営業期間から年平均を計算する。ただし三〇〇万バーツ以上でなければならない。

第一段に基づく支出見積は、外国人が各年における営業のためにタイ国内で使用する固定資産、費用のための金額を意味する。

第三項

自然人もしくはタイ国内で登録していない法人の外国人は、第一項もしくは第二項で定めた原則に基づき、第一四条第一段に基づき営業を開始した日から数えて、あるいは第一四条第二段に基づき許可を得た日から数えて三年以内にタイ国内に最低資本として外貨を持ち込まなければならない。そのとき最初の三ヶ月で最低資本の二五%以上を、最初の一年で最低資本の五〇%を持ち込まなければならない。残りは一年につき最低資本の二五%以上を持ち込む。

営業期間が三年に満たない場合は、第一四条第一段に基づき営業を開始した日から数えて、あるいは第一四条第二段に基づき許可を得た日から数えて六ヶ月以内に最低資本を持ち込まなければならない。

第四項

外国人は最低資本をタイに持ち込んだ証拠を、持ち込んだ日から一五日以内に事業開発局に提出する。このとき外貨のタイ通貨への計算は最低資本を持ち込んだ日の(タイ中央銀行の)参考レートを基準とする。

外国人事業法第一七条に基づく営業許可申請における原則及び方法を定めた省令

当省令以下の省令は五月六日に商業省が承認、官報記載をもって施行される(官報記載日は未定)

[注/外国人事業法第一七条に基づく事業とは、外国人が大臣または局長に許可申請しなければならないリスト2及びリスト3の事業のことである]

(前文省略)

第一項

第一七条に基づく営業許可書を申請する外国人は、以下の証拠及び書類と共に、商業大臣が布告規定した書式に基づき許可申請書を提出する。

(a) 自然人

(一) 旅券もしくは外国人登録書の写し

(二) 住民登録書(タビヤンバーン)、王国内居住地証明書、もしくは移民法に基づき一時的な入国の許可を受けたことを示す証拠

(三) 仏暦二五四二年外国人事業法第一六条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にないことを示す許可申請人の保証

(四) 以下の項目から構成される許可申請事業の詳細通知書

(1) 許可申請事業の種類と実施段階

(2) 許可申請人が営業のために固定資産及び費用としてタイ国内で支出する金額に係る三年間にわたる各年の支出見積、もしくは営業が三年に満たない場合は営業期間にわたって各年の支出見積

(3) 事業規模

(4) 許可申請人がタイ国内で雇用する労働者数

(5) (もしあれば) 外国から持ち込む技術及び技術移転計画

(6) (もしあれば) 研究開発導入を説明する研究開発計画

(7) 営業予定期間

(8) タイ国がその事業から得られる総合的な経済的利益

(五) タイ国内の事業地の概略を示すことによる事業地を示す地図

(b) タイ国内で登録していない法人

(一) 名称、資本、目的、本店所在地、取締役及び法人を拘束する署名の権限者の氏名に係る項目を示した法人であることを証明する書類もしくは証拠

(二) (一)に基づく法人を拘束する署名の権限者が任命者であるところの、法人を代表してタイ国内で事業を推進する義務、責任を有する代表者の任命書

(三) (二)に基づき任命された代表者の旅券の写し、外国人身分証明書もしくは国民登録証

(四) (二)に基づき任命された代表者の住民登録書、王国内居住地証明書、もしくは移民法に基づく

一時入国許可取得を示す証拠の写し

(五) 許可申請人、取締役、支配人(ブージャッカーン)、もしくは任命された代表人が仏暦二五四二年外国人事業法第一六条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にないことを示す許可申請人の保証

(六)(a)(四)及び(五)に基づく証拠もしくは書類

(c) タイ国内で登録した法人

(一)(a)(四)及び(五)に基づく証拠もしくは書類

(二)(b)(一)に基づく証拠もしくは書類

(三) 許可申請人、取締役、支配人(ブージャッカーン)が仏暦二五四二年外国人事業法第一六条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にないことを示す許可申請人の保証

(四) タイ人と外国人の株式保有比率、外国人が保有する株式数とその種類

第二項

許可申請人は申請の内容をタイプし、許可申請人の署名、もしくは別の者を代理人として委任した場合は権限受任者の署名がなければならない。

第三項

委任が外国でなされた場合、その委任状には、許可申請日までに六ヶ月以内になされたその国の係官、もしくはその国の法律で証明権限があるとされている者、あるいはその国に常駐しているタイ大使館またはタイ領事館の権限ある係官の署名がなければならない。

第四項

その委任がタイ国内でなされ、委任者がタイ国内に居住地を有していない[編集部注/居住ビザを持たないと同意]場合、旅券、もしくは一時的居住地証明書、あるいは委任時にその者がタイ国内にいたことを示すその他の証拠の写し、または複写。

第五項

申請に添える証拠もしくは書類に外国での署名が付されている場合は、申請人は当該署名の証明を第三項を準用することにより用意しなければならない。

第六項

申請に添える証拠または書類の提出で、外国語が使用されている場合はタイ語翻訳がなければならない。許可申請人及び翻訳者が内容証明のために署名しなければならない。

第七項

申請に添える証拠または書類の提出で、許可申請人はその写しまたは複写の内容を保証しなければならない。

第八項

許可申請書は以下の場所において提出する。

- (一) バンコク都。商業省事業開発局、もしくは局長が布告規定したその他の場所において提出
- (二) その他の県。県事業開発事務所、もしくは局長が定めたその他の場所において提出

第九項

許可審査のために必要であれば、係官は許可申請人に対し事実関係の説明、もしくは関係するその他書類の送付を求めることができる。

第一〇項

許可書は商業大臣が布告規定した書式を使用する。

外国人事業法関連省令

外国人事業法第七条に基づく外国人の営業許可書申請、許可書発行、許可期間における原則及び方法を定めた省令

[注 / 外国人事業法第七条に基づく外国人とは、 タイ国内で出生したがタイ国籍を取得しなかった外国人 タイ国籍でなくなった外国人のことで、大臣が布告規定した業種及び場所においてのみ営業することができる]

(前文省略)

第一項

営業許可書を申請する第七条に基づく外国人は、以下の証拠及び書類と共に、事業開発局長が布告規定した書式に基づき申請書を提出する。

- (一) 旅券もしくは外国人登録書の写し
- (二) 住民登録書(タビヤンバーン)、王国内居住地証明書、もしくは移民法に基づき一時的な入国許可を受けたことを示す証拠
- (三) 仏暦二五四二年外国人事業法第一六条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にないことを示す許可申請人の保証
- (四) 以下の項目から構成される大臣が布告規定した種類と場所に基づく許可申請事業の詳細通知書
 - (1) 許可申請事業の種類と場所、及び実施段階
 - (2) 許可申請人が営業のために固定資産及び費用としてタイ国内で支出する金額に係る三年間に

わたる各年の支出見積

- (3) 事業規模
- (4) 許可申請人がタイ国内で雇用する労働者数
- (5) (もしあれば) 外国から持ち込む技術及び技術移転計画
- (6) (もしあれば) 研究開発導入を説明する研究開発計画
- (7) タイ国がその事業から得られる総合的な経済的利益
- (五) タイ国内の事業地の概略を示すことによる事業地を示す地図

第二項

許可申請人は申請の内容をタイプし、許可申請人の署名、もしくは別の者を代理人として委任した場合は権限受任者の署名がなければならない。

第三項

委任が外国でなされた場合、その委任状には、許可申請日までに六ヶ月以内になされたその国の係官、もしくはその国の法律で証明権限があるとされている者、あるいはその国に常駐しているタイ大使館またはタイ領事館の権限ある係官の署名がなければならない。

第四項

その委任がタイ国内でなされ、委任者がタイ国内に居住地を有していない[編集部注 / 居住ビザを持たないと同意]場合、旅券、もしくは一時的居住地証明書、あるいは委任時にその者がタイ国内にいたことを示すその他の証拠の写し、または複写。

第五項

申請に添える証拠もしくは書類に外国での署名が付されている場合は、申請人は当該署名の証明を第三項を準用することにより用意しなければならない。

第六項

申請に添える証拠または書類の提出で、外国語が使用されている場合はタイ語翻訳がなければならない。許可申請人及び翻訳者が内容証明のために署名しなければならない。

第七項

申請に添える証拠または書類の提出で、許可申請人はその写しまたは複写の内容を保証しなければならない。

第八項

許可申請書は以下の場所において提出する。

- (一) バンコク都。商業省事業開発局、もしくは局長が布告規定したその他の場所において提出
- (二) その他の県。県事業開発事務所、もしくは局長が定めたその他の場所において提出

第九項

許可審査のために必要であれば、係官は許可申請人に対し事実関係の説明、もしくは関係するその他書類の送付を求めることができる。

第一〇項

営業許可書の有効期限はその発行日から三年とする。

許可申請人が営業許可書の期限後も許可書に基づく事業を営もうとする場合、その許可申請人は許可書の期限が切れる日から数えて三〇日以上前もって第一項に基づく証拠及び書類と共に新規の許可書を申請しなければならない

第一一項

許可書は商業大臣が布告規定した書式を使用する。

外国人の営業証明書申請のための申告における原則・方法を定めた省令

第一項

第九条、第一〇条、もしくは第四五条に基づく事業を営もうとする外国人は、以下の証拠及び書類と共に、取引事業開発局長が布告規定した書式に従って証明書申請のため申告する。

[注 / 外国人事業法第九条では、末尾リストの変更で営業許可が必要になった外国人に対して、営業証明書申請のため局長に申告することを規定している、第一〇条では一時的に規制事業の営業を許可された外国人、条約等により規制事業の営業が認められてきた外国人を規定(第一一条で営業証明書申請のための申告を規定)、第四五条では革命団布告二八一号で規制されていなかった事業で、外国人事業法で規制事業に組み込まれた事業を営んでいた外国人に営業証明書申請のための申告を規定]

(一) 第九条に基づく証明書申請のための申告

(a) 自然人

(1) 旅券もしくは外国人身分証明書

(2) 住民登録書(タビヤンパーン)、王国内居住地証明書、もしくは移民法に基づき一時的な入国を許可を受けたことを示す証拠

(3) 証明書申請のために通知する事業の種類についての説明

(4) 証明書申請のための申告人が事業リストの変更がある前に証明書申請のための申告をする事

業を営んできたことを示す証拠

(5) タイ国内の事業地の概略を示すことによる事業地を示す地図

(b) タイ国内で登録していない法人

(1) 名称、資本、目的、本店所在地、取締役及び法人を拘束する署名権限者の氏名に係る項目を示した法人であることを証明する書類もしくは証拠

(2) (1) に基づく法人を拘束する署名権限者が任命者であるところの、法人を代表してタイ国内で事業を推進する義務、責任を有する代表者の任命書

(3) (2) に基づき任命された代表者の旅券の写し、外国人身分証明書もしくは国民登録証

(4) (2) に基づき任命された代表者の住民登録書、王国内居住証明書、もしくは移民法に基づく一時入国許可取得を示す証拠の写し

(5) (一) (a) (3) (4) 及び(5) に基づく証拠もしくは書類

(c) タイ国内で登録した法人

(1) (一) (a) (3) (4) 及び(5) に基づく証拠もしくは書類

(2) (一) (b) (1) に基づく証拠もしくは書類

(3) タイ人と外国人の株式保有比率、外国人が保有する株式数とその種類

(二) 第一〇条に基づく証明書申請のための申告

(a) 自然人

(1) (一) (a) (1) (2) (3) 及び(5) に基づく証拠もしくは書類

(2) タイ王国政府が外国人に特別に許可した営業許可書の写し、もしくはタイ国と条約を結んだ国の大使館からの、条約に基づく権利の行使を求めるために申告する者の国籍証明書の移し、あるいはタイ国との相互拘束義務を有する国の大使館からの、その拘束義務に基づく権利の行使を求めるために申告する者の国籍証明書の移し

(b) タイ国内で登録していない法人

(1) 名称、資本、目的、本店所在地、取締役及び法人を拘束する署名権限者の氏名と国籍、株主の国籍もしくはパートナー(ブー・ペン・フンスワン)の詳細に係る事項を示した法人であることの証明書もしくは証拠の写し。株主の氏名及び国籍、もしくはパートナーの詳細を示す書類を提出できない場合は、タイ国と条約を結んだ、または相互拘束義務を有する国の国籍者がその法人において過半の株式を保有している、あるいは出資比率を占めていることを示す書類を提出する。

(2) 証明書申請のための申告人の株主もしくはパートナーが法人の地位にある場合、その証明書申請のための申告人の株主もしくはパートナーである法人がタイ国と条約を結んだ、または相互拘束義務を有する国の国籍者がその法人において過半の株式を保有している、あるいは出資比率を占めていることを示すため、その多数派の株主またはパートナー全員の(1) に基づく証拠または書類を提出する。

(3) (一) (a) (3) 及び(5) に基づく証拠もしくは書類

(4) (一) (b) (2) (3) 及び(4) に基づく証拠もしくは書類

(5) (二) (a) (2) に基づく証拠もしくは書類

(c) タイ国内で登録した企業

(1)(一)(a)(3)及び(5)に基づく証拠もしくは書類

(2)(一)(b)(1)に基づく証拠もしくは書類

(3)(一)(c)(3)に基づく証拠もしくは書類

(4)(二)(a)(2)に基づく証拠もしくは書類

(5) 証明書申請のための申告人の多数派株主またはパートナーが法人である場合は、その多数派株主またはパートナーの(二)(b)(1)及び(2)に基づく証拠または書類を提出する。

(三) 第四五条に基づく証明書申請のための申告

(a) 自然人

(1)(一)(a)(3)及び(5)に基づく証拠もしくは書類

(2) 仏暦二五四二年外国人事業法の施行日に証明書申請のための申告人がすでに申告業種の事業を営んでおり、その事業が仏暦二五一年革命段布告二八一号の末尾リストに規定されていない事業であることを示す証拠

(b) タイ国内で登録されていない法人

(1)(一)(a)(3)及び(5)に基づく証拠もしくは書類

(2)(一)(b)(1)(2)(3)及び(4)に基づく証拠もしくは書類

(3)(三)(a)(2)に基づく証拠もしくは書類

(c) タイ国内で登録した法人

(1)(一)(a)(3)及び(5)に基づく証拠もしくは書類

(2)(一)(b)(1)に基づく証拠もしくは書類

(3)(一)(c)(3)に基づく証拠もしくは書類

(4)(三)(a)(2)に基づく証拠もしくは書類

第二項

証明書申請のための申告人は申請の内容をタイプし、証明書申請のための申告人の署名、もしくは別の者を代理人として委任した場合は権限受任者の署名がなければならない。

第三項

委任が外国でなされた場合、その委任状には、許可申請日までに六ヶ月以内になされたその国の係官、もしくはその国の法律で証明権限があるとされている者、あるいはその国に常駐しているタイ大使館またはタイ領事館の権限ある係官の署名がなければならない。

第四項

その委任がタイ国内でなされ、委任者がタイ国内に居住地を有していない[編集部注 / 居住ビザを持たないと同意]場合、旅券、もしくは一時的居住地証明書、あるいは委任時にその者がタイ国内にいたことを示すその他の証拠の写し、または複写。

第五項

申請に添える証拠もしくは書類に外国での署名が付されている場合は、申告人は当該署名の証明を第三項を準用することにより用意しなければならない。

第六項

申請に添える証拠または書類の提出で、外国語が使用されている場合はタイ語翻訳がなければならず、証明書申請のための申告人及び翻訳者が内容証明のために署名しなければならない。

第七項

申請に添える証拠または書類の提出で、証明書申請のための申告人はその写しまたは複写の内容を保証しなければならない。

第八項

証明書申請のための申告は以下の場所において提出する。

- (一) バンコク都。商業省事業開発局、もしくは局長が布告規定下その他の場所において提出
- (二) その他の県。県事業開発事務所、もしくは局長が定めたその他の場所において提出

第九項

証明書発行審査のために必要であれば、係官は証明書申請のための申告人に対し事実関係の説明、もしくは関係するその他書類の送付を求めることができる。

第一〇項

証明書は事業開発局長が布告規定した書式を使用する。

外国人の営業において許可書もしくは証明書の申請をしなくてもよい事業を定める省令

[注 / 当省令は内閣の承認がまだで、まだ確定していない]

以下の事業を仏暦二五四二年外国人事業法末尾のリスト3(21)の除外するサービス業とする。

- (1) 商業銀行業
- (2) 現金貸出業
- (3) 生命保険業及び損害保険業
- (4) 質屋業
- (5) 倉庫業

- (6) 学校事業
- (7) 娯楽場業
- (8) 証券取引業
- (9) 証券販売業
- (10) 投資顧問業
- (11) ミューチュアルファンド運営業
- (12) プライベートファンド運営業
- (13) 厚生年金基金運用マネージャー業
- (14) 証券貸借業
- (15) 証券事業のための信用供与業
- (16) 証券発行及び売出における金融顧問業、及び証券購入勧誘業
- (17) 証券販売支援のための代理人業、及びオープンファンドの投資ユニットの売却と買い戻しを支援する代理人業
- (18) 証券登録業
- (19) ミューチュアルファンドの利得監督業
- (20) 社債保有者の代理人業

[注ノリスト3は外国人との競争態勢がまだ整っていない業種で、その(21)では「省令で規定されたサービス業を除くその他のサービス業」とある。すなわち当省令で指定されたサービス業はリスト3から除外される業種を意味する]